



関自整 第 163 号

認 証 書

事業者名 株式会社井上自動車
代表取締役 井上 彰浩

道路運送車両法第80条の規定により、下記のとおり自動車特定整備事業の認証をする。

記

1. 認 証 番 号 第 2 - 2638 号
2. 事 業 場 の 名 称 株式会社井上自動車
3. 事 業 場 の 所 在 地 神奈川県平塚市東豊田531番37
4. 自動車特定整備事業の種類 普通自動車特定整備事業 (昭和41年5月30日)
小型自動車特定整備事業 (昭和41年5月30日)
5. 対象とする整備の種類、対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類 普通自動車(大型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
普通自動車(中型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
普通自動車(小型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
普通自動車(乗用) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
小型四輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
小型三輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)
小型二輪自動車
軽自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

令和3年5月14日

関東運輸局長 河村 俊信

